

積算単価に関する考察【7】

— 内訳書不要論をめぐって —

武蔵工業大学教授
江口 禎

1. 内訳は元来不要だとする説

内訳書にどんな意味合いの単価を値入れするのか、というのがこの考察の一貫した主題であるが、この問いに対する解答はまだ見えてこない。

たかが単価の性質の問題に過ぎない。しかし、間接費とのトレードオフ関係、設計変更等のリスク配分ルールの影響、単価情報の入手可能性など、悩ましくもやもやした問題と深く関連している。したがって、現行制度の問題点を指摘したり議論することはできるとしても、解のありかを示すことは容易ではない。これは、この問題に関心をもたれる大方の人々の本音ではないだろうか。それでも、いくつかの解の方向が意識されたり主張されることもまた事実だろう。

今回は、こうしたいくつかの解の方向をさぐってみたい。

よく聞く言説のひとつに、「コスト内訳など元来は必要ないのだ」というのがある。そのニュアンスは一様ではないであろうが、便宜上、内訳不要論とでも呼んでおこう。また、「一般に取引相手に真の原価を示せるものではない」ということもよく聞かれる。いわば原価開示不可能論であり、単価についても「裸の仕入単価は示せない」という考えにも通じる。この2つ、「内訳不要論」と「原価開示不可能論」とは密接に関連している。し

かし、まったく同じというわけではない。

パソコンやテレビや自動車を買うとき、あるいはそのために機種や購入先の比較検討をしたりするとき、その原価構成や原価そのものを尋ねる人はまずいないだろう。会社や大学で購入するときは見積書を提出してもらうが、その見積書というのは商品の総金額と消費税とこの2つの合計である。詳しい場合でもせいぜい、本体、モニター、増強メモリ、とくに付加する機器やソフトなどの大項目別の金額に分れ、これに出精値引きや消費税などが表示される程度である。

これは、おおよそ建築工事の「種目別内訳書」のレベルに相当する。種目別内訳書は、直接工事費と共通費に2大別して、直接工事費は建築、設備、外構の各一式金額からなり、棟が複数あるときは棟ごとの建築や設備と共用設備などのように分れることもあり、とりこわし一式が加わることもある。共通費の方は共通仮設費、現場経費、一般管理費等の各一式金額が表示される。以上の合計に対する消費税相当額が示され、これを含む総合計が示される。単価というものは一切表れない。

パソコン等を見積書は大きなブロック別の内訳に過ぎず、内部構成要素の単価はないし、製品原価と一般管理費、販売費等の区別もない。複数セット一括購入の場合は単価×数量の形もあるが、この単価は1台や1セットの価格総額の意味であって、建築や設備の棟別一式金額に相当するとみな

すこともできる。普通はパソコン等の機種選定や購入検討に際して、製造原価内訳を知りたいと思わないし(不要)、たとえその情報を要求してもまず教えてもらえないし、販売側にもわからないだろう(不可能)。

パソコンや自動車と建築は同じに扱えない、せいぜいエレベーターやクーラーに相当するものではないか、という反論もあろうし、「売買の契約」と「請負のような仕事の契約」とは本質的に違うという指摘も当然であろう。しかし、価格(プライス)で契約する点など共通するところもあるので、もう少し内訳不要論の考察を続けたい。

2. 内訳不要論の前提条件

内訳不要論はいくつかの前提条件を伴っているように思われる。「競争性が十分に実現していれば内訳透明性は不要だ」といわれ、また、「自由経済の原則に基づいた価格決定の市場が機能していれば市場価格を適正な取引価格として使える」(文-1)とも言われる。ここで内訳透明性ということばは、発注者側から見て内訳が見えること、あるいはさらに一步立ち入って、受注者にとっての仕入原価が見えること、を指して使う。市場価格が形成されていて、それを適正な取引価格として使えるときは、その内訳の透明性は要らない、ということになる。以上に含まれている要件を重複をかまわず、ひとまず列記してみる。

- ① 競争性が十分に実現していること
- ② その競争が健全であること
- ③ 競争の条件に関する情報が明示されていること
- ④ 品質内容情報と対応して市場価格が形成されていること

競争入札の形をとっていても談合などによって実質的な競争が阻害されているおそれがあるような場合は、この①の条件を満たしているといえない。その牽制のために内訳書をチェックするという考えもある。競争が十分にあっても、その競争が健全とは言えない、たとえば、ダンピングではないかというおそれがあるときにも、内訳調査が必要になることがある。過当な競争、品質や労働安全に影響したり、犠牲を産業の下部構造にしわ寄せする上に立つ競争は健全と言えないであろう。

競争者の側からみて、見積りのため、原価予測のための情報が明示されていることも必要である。条件が変化したあとの条件だったら、ほかの競争者の方が有利だったということが起こり得るからである。情報不完全性が大きい中での競争が合理的でないことは、経済学が指摘するところでもある。

受注者にどのようなリスクがあるか、そのリスクはどのように処理されるのか、というようなルールが明瞭になっていることも必要である。建築工事では、設計変更、施工条件や支払い条件の変更、物価変動などがこうしたリスクに関係する。③にはこうしたことまで含んでいる、とする。

上記の4つがすべて内訳書不要のための独立した必要条件かということ、どうも、そうではないようだ。①②③が満足されていれば、④はなくてもいい。つまり市場価格が成立してなくてもよい。逆に、④が成立していれば①②③は言わなくてもよいようなものだ。その意味で条件に重複があるようだ。しかし、原材料コストが安くなっているのにそれを使ってつくる製品の市場価格が安くないような状況においては、やはり①②③を要求することになる。あるいは原価透明性を問題にすることになってくるだろう。それは、すなわち

積算単価に関する考察【7】

①②③の成立に疑問が生まれてきたときでもある。

ここでこの議論にとってきわめて重要な命題がある。連載[1]の図-1で建築のコストに階層(レベル)があることを述べたが、

総価レベル、複合単価(施工単価)レベル、要素単価レベル、素材相場レベルの各レベルについて、

(a) 市場価格が形成されているレベルでは、市場価格を使える。つまり、市場価格が形成されているレベルでは、その下の内訳透明性は一応不要である。

(b) 市場価格が形成されていない、あるいは、市場価格に疑問があるレベルでは、その下のレベルに根拠を求める。

ということが、一般性をもって言えるように思われる。

この(a)が成り立つレベルにおいては市場価格を使う根拠となり、(b)が該当するレベルではなんらかの積上げ算定が必要なことを意味する。ただし、もしこの該当レベルで競争性が十分であり、かつ、その情報を使えるならば、下位レベルの市場価格からの積上げ手続きは必ずしも必要ではない。

内訳不要の前提条件として、やや特殊な感じもするが、前記の④までに加えて、

⑤ 十分な信頼関係があれば、内訳透明性は必要ない。

という面もあるようである。すなわち、競争性もなく、市場価格も成立していなくても、十分な信頼関係にあれば必ずしも内訳書や内訳書透明性を要求しないことがある。しかし、これは発注者と受注者の直接関係者だけの信頼関係ではかえって問題を生じることになる性質のものであって、

出資者を含めた社会的な信頼にかかわっているものであろう。

3. 原価開示不可能論

これは前に述べたように「取引一般において真の原価は示せないものである」という言明であるが、この言明自体アンビギュイティ(多義性、あいまいさ)を含んでいる。すなわち、たとえば次のどの意味でいっているのか、である。

- ① 「真の原価とは事後原価であるから、事前には示せない」
- ② 「個別製品の原価は容易に把握できるものではないから、示したくても示せない」
- ③ 「原価は企業の機密であって、事前予測原価、事後原価にかかわらず取引相手に原価情報を示すことはできない」

この①は、「事後なら示せる」という含意があり、②は「把握できるなら示してもよいが原価技術的に困難である」という意味であるのに対し、③は「個別の原価を開示することは取引上の不利益や誤解をもたらすおそれがあるので、一般に開示できない。しかし、企業の決算期ごとの原価計算報告書のような形では開示している」という意味である。もっとも、きわめて特殊な事情では、あえてある程度までの個別製品原価情報を開示する場合もなくはない。また、「開示した原価を相手方が十分に理解してくれるのならば、開示してもよいのだが」という考えもあるだろう。これを裏返したのが、民間の一部の工事において間接費部分を極力少なく表現する慣行であり、このあたりは一種の文化の問題でもある。

さきほど、信頼関係が十分な場合には内訳透明

性を求めないことがある、ということに触れた。ここでいう信頼関係とは、自分の側に不利になるようなことはしないだろうという信念の形成である。この方向を、さらに一歩進めれば、十分な信頼関係にあるとき受注者（売手）は発注者（買手）に原価を開示してもよい、ということになる。

そうすると、十分な信頼関係にある間では、原価開示もできるし、逆に、内訳不問もなりたつということになるのだろうか。

さて建築の場合はどうか。現在のわが国ではほとんど例が無いけれども、実費精算（コストプラスフィー）契約の場合はコストの部分については発注者やその代理人側に対しては開示する方式である。総価契約の下で設計変更処理が実費精算的になされる場合も、その部分については原価資料が提出されることがあろう。アメリカではこの形が多いのではないかと。

しかし、契約本体が総価請負（ランプサム）の場合の場合はどうか。純原理的には原価情報は不要なのだろう。とくに、受注者を選定する場面や契約を締結する上では、総価だけが問題で内訳書も原価も問わない。このように本来の総価契約では原価情報開示は不必要である。

しかし、現実には純粹の総価契約は少なく、実費精算や単価請負の要素を含んでいる。その理由として、よく挙げられるものとして、次のようなものがある。

- ① 設計変更の際の代金変更の基礎
- ② 入札の評価
- ③ 値入れ情報の入手
- ④ 提示価格や予定価格の根拠

この議論をつづけるには、用語があいまいすぎる。内訳が必要だとか不要だといっても、どのレベルの内訳を指すのか、また、必要と言うのは、提出だけか、契約の一部になるのか、何に使うの

かなどが、あいまいなままだと議論がしにくい。そこで、ややうるさい話にはなるが、このあたりに関係する概念をせんさくしておこう。

4. なぜ発注者側に細目単価が必要か

以上みてきた内訳不要論やその前提条件などの議論は、実はすべて受注者側内訳書をめぐるといった。内訳書の要・不要やその内訳の性質に関する議論を発注者側の内訳書まで拡大するとき、問題の様相は大きく変貌する。つまり、要・不要の意味やその理由が大きく変わるのである。双方の内訳書はなんらかの相互関係にあると思われるが、どんな関係にあるのか、うまく説明できない。

1つの建物の工事費は、総額から種目、科目、細目などと呼ばれる「内訳の階層（レベル）」をもっている。さらに、大科目、中科目とか細細目などのレベルを設ける部分もある。こうした体系をコスト分解構造（Cost Breakdown Structure）と呼ぶことがある。コスト分解構造は、細目から科目を経て総額にいたる積上げ構造（Build Up Structure）と照応している。

つまり分解と合成という相互に逆の方向の照応関係が存在し、この関係を使って、必要なときには両方向の相互照合が行われる。プロジェクトの最初期の段階や設計段階では、予算総額からの分解や構成部分への配分という分解・配分の方向が基本になる。しかし、作成された設計図書をもとに見積り業務を行う段階では、逆に、細目から科目、種目、総額に向かう積上げ作業が基本となる。

こうした分解と合成のさまざまなレベルにおいて、「単価」というコスト情報が使われる。グロスの床面積当たり単価、ブロック別平米単価、部分別の床平米単価、部位別の面平米単価などの合成単価、機能ユニット単位の単価、などは企画や設

積算単価に関する考察【7】

計段階で重要であり、また、最終見積り結果のチェックとしても重要な役割をもっている。とくに発注者の意思決定や設計者のコストコントロールにおいては、こうした床面積単価や部位別合成単価の役割が大きい。

この連載で考察しているのは、主として工種別細目レベルの単価（以下細目単価と呼ぶ）の方である。なぜ、細目単価が必要で、問題にされるのか？——とくに、なぜ発注者側においても工種別の細目単価が必要で重要なのか？

細目単価というコスト情報が必要となるのは、細目レベルの見積書、内訳書をつくるからである。総額だけを問題にする場合や科目内訳書までしか必要としない場合は、細目内訳書は必ずしも必要ないし、したがって、細目単価情報も必要ない。便宜上簡単に次のように分けておくことにする。

どのレベルの内訳が必要か

- ① 総額レベルのみ必要
- ② 種目内訳書まで必要
- ③ 科目内訳書まで必要
- ④ 細目内訳書まで必要

いうまでもないことではあるが、総額レベルは請負金額が積算価額と消費税にわけて表示される。種目内訳書についてはさきほど述べた。科目内訳書は直接仮設、型枠、鉄筋などの工種に分れるレベルであるが、ここでも数量は一式のみであり、したがって、単価はない。④の細目内訳書ではじめて数量と単価が表れる。

ただし、総額についても平米単価などの形で一種の単価が求められ、種目や科目についても同様であるが、こうした割り算の結果としての床面積当り単価をこのレベルの内訳書に書き添える場合もある。しかし、こうした意味の単価は総額や一

式金額を床面積で割り算した単価であって、細目単価のように積上げるために掛け算する単価とは次元が異なる。

こうして、①から④のどこまでが契約書の一部となるか、どこまでが提出・承認となるか、など、この後で述べる「必要である」の内容の区別と組合わせて、さまざまな方式を区別できる。たとえば①または②までが契約の一部となり、③④は提出だけ、または、提出も不必要というのが、現行公共工事標準請負契約約款のB型であり、実施約款の形としてももっとも多いようである。

英国のJCT80約款のうちランプサム系では、①②だけの方式と④まで契約の一部をなす数量書付き契約とがある。この前者は総額のみで内訳不問の方式という意味での元来のランプサム契約の形であるが、後者の形がランプサムやフィックスドプライスと言えるのかどうかについては、議論があるようだ。英国の政府建設工事約款にもこの両者があるが、どちらもランプサムという約款名称が付いている（文-2）。

③の「科目内訳書まで」というのはやや奇異に思われるかも知れない。スケジュール・オブ・アクティビティという内訳方式が英国の不動産協会のBPF約款にあったが（文-3）、1994年のレイサム報告が言及している新しいNEC約款ではその6つの主な契約方式のうち2つにこれが使われている（文-4）。これはわが国で言う科目内訳書のレベルに相当する。このレベルの工程表を兼ねた書式もあるようだ。ただし、科目内訳書が契約の一部となる。したがって、科目別総価契約とでもいような契約の性質になる。ランプサム系では細目数量書（BQ）方式に代ってスケジュール・オブ・アクティビティがランプサム契約の本筋だとする解説も見られる。そうした解説では、BQ付き契約は多分に単価契約の性質が強い、と考えているよ

うである。

科目や細目にも種々あって、工種別と部分・部位別に大別されることは周知の通りである。

つぎに、「必要とする・しない」というのもいくつかの段階がある。すなわち、

各レベル内訳書について

- ① 内部でも作成しない
- ② 作成するが提示や公開はしない
- ③ 作成して提出する
- ④ 提出して承認を受ける
- ⑤ それが設計変更や中間支払いの基礎になる
- ⑥ それが契約の一部になる

などのやりかたまたは方式があり、およそこの順に内訳書や単価情報の必要性和拘束性が大きくなる。先述したスケジュール・オブ・アクティビティ内訳方式では工種科目の金額が中間支払いの基礎となるようである。

また、「作成される・されない」とか「必要とする・しない」という区別は、発注者側での内訳書作成と入札者・受注者側での内訳書作成の両方について考えられるので、この組合せがいろいろある。すなわち、少なくとも次のような方式が考えられる。

- ① 発注者、受注者とも作成しない
- ② 受注者のみ作成する
- ③ 発注者のみ作成する
- ④ 発注者、受注者の双方が作成する

民間工事では、②受注者のみが内訳書を作成する、発注者側は作成しないことも少なくないだろう。わが国の公共工事では④の双方とも作成する、に

該当する。この際、細目内訳書レベルまで発注者側でも作成している点がわが国の公共工事発注契約制度の基本的な特徴である。これは非常に大きな特徴であり、これが何故か、ということが重要な基本的問題である。会計法と予算決算令に基づく予定価格制と関連していることはいえるだろう。予定価格設定のためには発注者側で根拠づくりの作業が必要である。しかし、それが何に基づく、どのような手続き又は作業でなければならぬかは、かならずしも限定的に規定されていない。細目ベースの積算でなければならない、ということではない。実例価格という言葉が、どのレベルの実例を指すか、も今後十分に検討されるべきである。しかし、先に内訳書不要説の前提条件で挙げた要件、および、内訳透明性の条件、さらには、信頼関係にも関係していると想像される。こうした点も別に議論が必要だろう。

ここでは、発注者側で細目内訳書の作成を必要とするわが国公共工事の現行制度の枠内にしぼって考察する。このとき、その内訳書式について、つぎの2つのありかたが考えられる。

- ① 発注者側と受注者側が同じ内訳様式で作成する
- ② 別々の内訳様式で作成する

わが国の公共工事では、数量積算基準や標準内訳書式によって、共通の様式となっている。ただし、受注者内部で各段階の予算設定やコスト管理等に用いる様式は、それらの目的に応じて相当に異なる書式に変換されるようである。

次に、単価情報についてはどうか？これは、上記の①共通書式を前提として、次の2つに分けておく。

積算単価に関する考察【7】

- ① 発注者側と受注者側が同じ意味の単価を値入れする
- ② それぞれ独自の意味の単価を値入れする

ここで、「単価の意味」あるいは「単価の性質」というのは、たびたび出てきてわずらわしいところであるが、ごくおおざっぱにいえば

A-1：受注者にとっての仕入れ原価単価（コスト単価）か、

A-2：受注者が発注者に対して提示する売値単価（プライス単価）か、

A-3：この中間的性質の単価（ハーフプライス単価）か、

のどれなのか、というようなことであり、この連載の〔4〕内訳書に値入れする単価の性質、で議論したところである。実際には、こんなに単純に割り切れないところがあり、たとえば、A-3の中間的といってもいろいろなタイプに分れ、それぞれ意味合いも違って来るだろう。そうした踏込んだ議論こそ必要なのだが、この連載ではまだ議論していない。

次に、こうした単価をどんな方法手段によって求めるのか、その基礎となる情報源をどこに求めるのか、という問題が重要である。

単価を見積る方法手段については、

- ① 見積り徴収
- ② 刊行物単価の利用
- ③ 内部蓄積データベースの利用
- ④ 下位原価要素の市場単価からの積上げ（標準歩掛り方式）
- ⑤ 独自調査

などがあるし、これらの組合せがある。

「単価の意味」と「単価を求める方法手段や情報源」とは密接な関係にあるが、しかし、まずは区

別しなければならない。このどれ、あるいは、どんな組合せを手段として採用するにせよ、それによって、どんな意味の単価、あるいは、どんな性質の単価を求めようとするのか、は別問題である部分がある。たとえば、「標準歩掛りと要素の市場価格情報に基づく積上げ計算による複合単価算出」という手順を踏む場合にも、この算出によって求めようとしているのは、前記のA-1、A-2、A-3のどれであるのか、という問題が残るのである。あるいは、このどれでもなくて、これらを超えた理論的な適正単価を求めているのかもしれない。そうだとすると、それは、A-1、A-2、A-3のどれに近いのか、あるいは、近ければ理論が妥当だということになるのか、という検定の考えが残る。

刊行物単価を使う場合はこんな問題は生じない、といえるのだろうか？——いや、やはり、これと同じことが問題となる。この刊行物の施工単価は、受注者の仕入れ値（コスト単価）の相場を表しているのか、入札者が値入れする相場を表しているのか、などの問題がある。

5. まとめ

今後の積算単価のありかたを考えるために、内訳書は元来不要だとする論や取引相手に原価を開示するのは無理があるとする論を検討した。

(1) これらの説が成立する前提条件を吟味すると、どのレベルの内訳書を何のために必要とするのか、それらを発注者、受注者どちらが作成するのか、等の組合せによってさまざまな方向があり得る。これらを区別しながら議論を決める必要がある。

(2) 受注者側の内訳書については、競争性、市場価格成立、信頼関係のいずれかひとつが健全な形で満足されれば内訳透明性は不要である、と

ということが一応は言える。しかし、これが総価レベル、施工単価レベル、材料単価レベル等のどこで成り立っているのかが重要であり、分かれ目になる。さらに、要・不要にもいくつかの異なる意味（提出不要、承認不要、等から契約上必要まで）があり、区別して言わなければ議論にならない。

- (3) 一方、発注者側の内訳書については、内訳書なし、あるいはプラスマイナス数%程度の正確さの概算的内訳書ですむとする考え方が民間では普通である。しかし、わが国の公共工事では、発注者側が細目レベルの内訳書を作成する点が大きな特徴になっている。これは、1つには会計法の予定価格制度の上限絶対性から来る発注者側積算に対する正確さの要求から来ていると考えられる。また、設計変更等への対応処理を発注者側内訳書の単価を参考に使うことも理由になっていることが考えられる。
- (4) 細目内訳書の要・不要および原価情報（原価性の単価情報）の要・不要の両説の検討からいくつかの異なった方向の概念が生まれる。たとえば、

- | | | |
|-----|------------------------|----------------------|
| a . | [細目内訳書不要] × [原価情報不要] | = 総価契約の元来の方向 |
| b . | [暫定内訳書必要] × [価格性単価値入れ] | = 単価契約の方向 |
| c . | [細目内訳書必要] × [原価性単価値入れ] | = 仕入れ市場単価を値入れする方向 |
| d . | [細目内訳書必要] × [理論的単価値入れ] | = 要素の市場単価から積上げた単価値入れ |
| e . | [当プロジェクトにおける実際原価開示] | = 直営または実費精算契約の方向 |

- (5) 契約本体に関する部分と設計変更等の処理に関する部分の2段構造になっている場合がある。とくに、契約本体が総価（ランプサム）契約の考えで細目内訳書なしの方式である場合には、変更処理のルールが問題になり、たとえば次のような方向が考えられるし、見られる。

- ① 契約本体は総価契約の考えで、変更処理は実費精算の考えによる。
- ② 契約本体は総価契約の考えで、変更処理は単価契約の考えによる。
- ③ 契約本体は総価契約の考えで、変更処理は発注者内訳書と実費精算の考えによる。
- ④ 受注者または発注者の単価表による（文-2）。

- (6) わが国の公共工事一般の積算単価について、現実的な方向を考察するには、総価契約的考え方を基本にしながらも、異種の方向を示唆する人々の言説を検討することが必要だと考えられる。それは、(4)のa. ~ e. などのそれぞれの方向の成立条件を検討することでもあるし、それらと総価主義との両立性あるいは折衷方向を検討することでもある。

参考文献

- 1) 市場価格導入による建築工事新積算体系概論（建築コスト研究 No.13, p.6）
- 2) The Government Conditions of Contract(GC/Works/1): Lump Sum Without Quantities (1991, 数量書なしランプサム。単価表付き)および Lump Sum With Quantities (1990, 数量書付きランプサム)
- 3) V. Powell-Smith&D. Chappell: A Building Contract dictionary, 2nd Edition, Legal Studies&Services, 1990, p.83-87, p.405による。
B P FはBritish Property Federationの略。
- 4) The New Engineering Contract(N E C), ICE, First Edition, 1993による。レイサム報告(1994年)のあとの1996年に第2版が、報告の趣旨をさらに盛り込んで Engineering and Construction Contractという名称で出版されたようである。